

## 95 区内サッカー競技場敷地選定検証業務委託の仕様書

### 仕様書

1 件名  
区内サッカー競技場敷地選定検証業務委託

2 履行期間  
契約締結の翌日から令和4年11月15日まで

3 履行場所  
葛飾区指定の場所

#### 4 目的

本区では、子どもから高齢者まであらゆる年代の区民がスポーツに親しみ、日常生活の中に運動習慣を取り入れることができることができる環境づくりを推進している。

今後、本区を舞台とし、世界的に認知されているサッカー漫画「キャプテン翼」も活用しながら、運動・スポーツ振興に向けた環境整備として、また、多様な世代が集う交流拠点となる地域活性化の起爆剤として、スタジアムの建設を視野にまちづくりの検討を進めている。

区内におけるJリーグが定める基準に応じたスタジアムの建設に当たり、建設候補地における施設の規模や機能、収支見込み、地域への経済効果などについて調査を実施するものである。

#### 5 業務内容

区が指定する区内の建設候補地におけるJ1基準のサッカースタジアムの建設に係る以下の項目について調査し報告すること。

- (1) スタジアム建設に係る国（スポーツ庁など）やJリーグの動向について
- (2) スタジアム建設に係る一般的なコスト見込みについて
- (3) スタジアム建設に係る一般的な設計・施工期間について
- (4) スタジアム建設に当たり、地域に与える経済効果の算出について
- (5) 建設候補地における複合施設化（民間資本誘導）の可能性について

#### 6 打合せの実施

上記内容を履行するため、適宜打合せを実施すること。区が打合せの実施を求めた場合は、これに出席すること。  
なお、打合せによって発生する諸経費は受注者負担とする。

## 95 区内サッカ一競技場敷地選定検証業務委託の仕様書

### 7 成果物

- (1) 受注者は、本仕様書に定める業務内容に従い、報告書を作成し、区に提出すること。納品は、紙資料（各 60 部）及び電子データで提出すること。
- (2) 電子データは、以下により作成及び提出すること。
  - ア Microsoft Word 又は Microsoft Excel をベースに作成する。
  - イ 作成した成果品は「PDF ファイル」版を併せて作成する。
  - ウ 電子データは電子メールにより送信するほか、CD - ROM にデータを収納したものを作成する。

### 8 一般事項

- (1) 業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (2) 全部又は主要な部分の再委託を禁止する。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。
- (3) 必要と認めるとときは業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 情報資産を本区の定める目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。
- (5) 情報資産の全部又は一部を、許可なく複製してはならない。本区の許可を受けた模写又は複製したときは、当該複写物又は複製物を契約終了後速やかに本区に返還しなければならない。
- (6) 情報資産の授受、運搬、保管及び管理について、安全管理上必要な措置を講じ、情報資産の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。
- (7) 情報資産の管理等で事故が発生したときは、速やかに本区に報告し、解決に向けて協力しなければならない。
- (8) 委託業務完了時、又は本区が請求したときは、その保管する情報資産を直ちに本区に返還しなければならない。
- (9) 本区の施設内で作業を行う場合には、身分証明書等を携帯し、求めにより提示しなければならない。

### 9 検査

業務終了後、政策企画課検査担当者と日時を打合せの上、検査を受けること。

### 10 支払方法

検査終了後、受注者の請求に基づき、一括して支払うものとする。

## 95 団内サッカー競技場敷地選定検証業務委託の仕様書

### 11 その他

- (1) 契約締結後、本業務に係る成果品の著作権は、本区に帰属するものとする。
- (2) 本業務の遂行過程で、技術、ノウハウなどに関する産業財産権の登録を受ける権利が発生した場合、本区又は受注者が独自の情報（アイデア、ノウハウ、知識、経験等を含む。以下同じ。）で行った発明、考案、意匠等の場合には、本区又は受注者に単独で帰属する。相手方の情報に基づいて行った場合及び本区と受注者が共同で行った場合は、本区及び受注者の共有に帰属する（別段定めのない限り、その持ち分は均等とする）。受注者が從来から保有している産業財産権を本業務成果品に適用した場合及び、本業務にて受注者単独又は両者に帰属する産業財産権が生じ、これが本業務成果品に適用される場合は、受注者は本区に対し当該財産権のうち受注者の持ち分について、本区が自ら本業務成果品を使用するために必要な範囲で、無償かつ取消不能の通常実施権を実施許諾するものとする。
- (3) 本業務の実施にあたっては、区担当者と協議の上決定しを行うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義のある事項については、区担当者と協議の上決定しを行うこと。
- (5) 成果品に関する重大な瑕疵が発見された場合は、契約履行後であっても速やかに区担当者に確認し、訂正しなければならない。
- (6) 本契約の履行にあたって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
  - ウ 低公害・低燃料な自動車利用に努めること。
- (7) 業務の履行にあたっては、関係する法令、条例、規則等を遵守すること。
- (8) 業務の履行にあたって必要な材料、使用機材、消耗品等や、業務に係る検査や官公署への届出手続きに必要な費用等は、別に定めのある場合を除き受注者の負担とする。
- (9) 本件は請負契約とし、業務履行中における事故発生時の労災保険の適用は、受注者のものとする。

## 95 区内サッカー競技場敷地選定検証業務委託の仕様書

(10) 受注者は、業務履行中に事故が発生した場合は、速やかに安全策を講じることともに、その詳細を区担当者に報告すること。

(11) 受注者は受託業務期間中、区又は第三者に害を及ぼした場合、区又は第三者に責めがある場合を除き、その賠償の責めを負うものとする。

12 担当

葛飾区政策企画課 石倉

〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1

電話 (03) 5654-8108 (直通)

FAX (03) 5698-1501

E-mail 020400@city.katsushika.lg.jp